



# 利用の流れ

<b>(1)事業者との契約</b>
対象事業者から利用したい事業者を選び、直接契約を結んでください。 その際「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」旨を必ず伝えてください。 <b>要件証明書が発行可能なシッターに依頼した場合のみ、助成対象となります。</b> ※要件証明書は、従事したベビーシッターが本事業の要件を満たすことを確認するものです。
<b>(2)ベビーシッターの利用・支払い</b>
ベビーシッターを利用し、料金を支払ってください。 事業者から「②領収書」と「③利用明細書」「④要件証明書(利用日以前の発行日)」の交付を受けてください。
<b>(3)申請</b>
申請書類を揃え、 <b>受付締切日(必着)までに、児童ごとに、オンライン申請もしくは下記郵送先にご郵送ください。</b>
<b>(4)交付決定</b>
審査後、助成が適当と認められた場合は「 <b>交付決定通知書*1</b> 」を送付し、指定された口座に振り込みます。
*1 交付決定通知書には交付額と振込予定日を記載しています。 審査内容についてご不明な点は、株式会社 JTB(文京区委託事業者)にお問い合わせください。

## 申請書類

<b>すべての方が必要な書類</b>		
① 申請書	文京区ベビーシッター利用料助成金交付申請書兼口座振替依頼書	区様式*2
② 領収書		事業者発行 (コピー可)
③ 利用明細書	利用した児童の氏名・利用日・利用時間・利用料の内訳・保育を提供したベビーシッターの氏名等が分かるもの	
④ 要件証明書	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助事業ベビーシッター要件証明書	
<b>該当者のみが必要な書類</b>		
⑤ 委任状	※申請者以外の口座を指定する場合	区様式*2

\*2 区様式は区 HP からダウンロードできます。委任状はオンライン申請できません。押印の上、原本を郵送にてご提出ください。

## スケジュール

※受付締切日は必着です。

利用月	申請受付締切日(必着)	不足書類提出締切日(必着)*3	入金時期
令和6年4~6月	令和6年7月31日(水)	令和6年8月30日(金)	令和6年8~10月
令和6年7~9月	令和6年10月31日(木)	令和6年11月29日(金)	令和6年11月~令和7年1月
令和6年10~12月	令和7年1月31日(金)	令和7年2月28日(金)	令和7年2~4月
令和7年1~3月	令和7年4月11日(金)	令和7年5月7日(水)	令和7年4~5月

\*3 申請受付締切日までに申請された場合は、不足書類提出締切日まで不足書類の追加提出を受け付けます。

### ⚠️ 申請受付締切日にご注意ください！

令和7年1~3月利用分の申請受付締切日は、令和7年4月11日(金曜日)です。その他の期間(4~6月、7~9月、10~12月分)の受付期限である月末とは異なりますのでご注意ください。

オンライン申請は区ホームページから↓

【郵送先】株式会社JTB(文京区委託事業者) ☎03-4400-3850(平日 8:30~17:00)  
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 1-11-3 DiaRest Tokyo Bldg.8F  
文京区ベビーシッター事業受付事務局

【問合せ】子育て支援事業コールセンター ☎03-5803-1288(平日 8:30~17:00)

【事業担当】文京区 子ども家庭部 子育て支援課 子ども施策推進担当



区ホームページ